社会福祉法人 精華町社会福祉協議会 福祉サービス利用援助事業 生活支援員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会(以下、「本会」という。) が、社会福祉法人京都府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)から業務委託 を受けた地域福祉権利擁護事業のうち福祉サービス利用援助事業(以下、「本事 業」という。)に従事する生活支援員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件等)

- 第2条 生活支援員は、利用者に対して本事業のサービスを提供する上で、専門員 の指示をうけながら援助を行う者(履行補助者)であり、原則として満65歳ま での者とする。
- 2 生活支援員は、本事業の利用者に対する十分な理解のみならず、本人の意思を 尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実 施に必要な知識及び技術を有している者とする。

(登録等)

- 第3条 本会は、本会会長が本事業の生活支援員として適切であると認める者を本会において生活支援員として登録する。
- 2 前項に規定する生活支援員は、本会に対して登録用紙(別記様式第1号)を提出し、本会は登録内容を確認した上で、生活支援員に対してすみやかに登録通知書(別記様式第2号)を交付しなければならない。
- 3 本会は、前項に規定する登録通知書を交付した際は、府社協に対して登録用紙 の写しをもって報告する。
- 4 登録は2年度単位とし、登録日が登録年度(平成21年度及び平成21年度から起算して2年度ごとの年度をいう)にある場合は翌年度末まで、また登録日が登録年度の翌年度にある場合は当該年度末までとする。ただし、再登録は妨げない。
- 5 生活支援員の登録が終了し更新しない場合、本会は登録終了通知(別記様式第3号)を交付しなければならない。
- 6 生活支援員の登録状況に変更が生じた場合、本会は、府社協に対してすみやか に報告しなければならない。

(研修等)

第4条 生活支援員は、府社協の主催する生活支援員新任研修を受講することを必 須とする。 2 前項のほか、生活支援員は、本会および府社協の実施する研修等に積極的に参加することとし、援助技術を高めるために日頃から自己研鑽に努めなければならない。

(雇用等)

- 第5条 本事業の利用希望者がある場合、本会は、第3条に規定する者のうちから、 適切な者を選び雇用する。
- 2 前項に規定する者は、原則として、第4条第1項に規定する生活支援員新任研 修を受講し修了証書を授与された者とする。
- 3 やむを得ない事情により、前項によらない者を雇用する場合、本会は事前に府 社協の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により雇用する場合、本会は、その者に対し、第4条第1項に規定する生活支援員新任研修に準じる研修を行わなければならない。なお、この研修を修了した者であっても、第4条第1項に規定する生活支援員新任研修を受講しなければならない。
- 5 本会が生活支援員を雇用する場合、当該生活支援員に対し、生活支援員証(別表1)を交付しなければならない。

(賃金その他労働条件)

第6条 生活支援員の賃金及び労働条件については、本会が定める非常勤職員就業 規則及び雇用契約書によるものとする。

(業務)

- 第7条 生活支援員は、次に定める業務を行うものとする。
 - (1) 利用者の「支援計画」に定める事項に関する業務
 - (2) 支援内容の報告に関する次の業務
 - ア 生活支援員は、支援の都度、活動の内容・活動時間等を、本会に報告しなければならない。
 - イ 上記アのほか、利用者の判断能力や身体能力が著しく低下したときなど、 相談、助言、情報提供が必要と思われるときなどは、すみやかに専門員に口 頭による報告を行わなければならない。
 - (3) その他、本会が必要と認める業務
- 2 生活支援員は、前項の業務を行うにあたっては、本会の指導・監督を受けるものとする。

(登録の抹消)

第8条 本会は、生活支援員が、次に定めるいずれかの事由に該当したときは、登 録を抹消することができる。

- (1) 生活支援員が死亡したとき
- (2) 生活支援員が、自己の都合により登録の辞退を申し出たとき
- (3) 生活支援員の心身の状況により支援活動に支障が生じたとき
 - (4) 生活支援員にふさわしくない服務上の行為があったとき
 - (5) 生活支援員として適格性を欠いたとき
- 2 前項の場合、本会は、府社協にすみやかに報告することとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

福祉サービス利用援助事業

生活支援員 登録用紙

登録日	平成	()	年	月	日	登録番号()
氏名(フリガナ)							性別	□男	
								□女	
生年月日	昭和	()	年	月	日	(満	歳)	
住所・連絡先	住所(,)
	□自宅電話番	号 ()	□携帯番号()
経歴・経験 (該当するものすべ てをチェックしてく ださい)	□民生委員・	児童委員		□福祉委員	1		□人権擁護委	委員	
	□福祉ボランティア・NPO			□福祉当事者団体			□住民参加型在宅福祉サービス協力員		
	□福祉施設職員 (高齢)			□福祉施設職員(障害)			□福祉施設職員(児童)		
	□ホームヘルパー			□ガイドヘルパー			□社協役職員		
	□行政職員			□教職員			□金融機関		
	□その他()
社会福祉に関する資 格の有無	□社会福祉士 □介護福祉士 □精神保作 □ホームヘルパー()級 □ガイド・ □その他(□無	
担当ケースの有無	□有(利用者名:)	□無	
府社協(新任研修)受講	□修了(年度)							□未受講	

精華町社会福祉協議会

【個人情報の管理】

特記事項

本会は、個人情報を安全に管理し、個人情報の紛失、改ざん、漏えいなどを防止します。

【個人情報の利用目的】

本用紙に記載された個人情報について、本事業以外の目的では利用しません。

【個人情報の共同利用】

本登録用紙の記載内容については、ご本人の同意をいただいた上で、京都府社会福祉協議会と共同 利用させていただきます。 別記様式第2号(第3条関係)

精社協 発第 号 年 月 日

様

(福) 精華町社会福祉協議会 会 長

登 録 通 知

本会の福祉サービス利用援助事業生活支援員として登録しましたのでご通知申し上げます。登録期間中は、生活支援員としてご尽力いただけますようお願い申し上げます。

記

1. 登録期間

年 月 日~ 年 月 日

2. 業務内容

社会福祉法人精華町社会福祉協議会福祉サービス利用援助事業 生活支援員設置要綱に基づく 別記様式第3号(第3条関係)

精社協 発第 号 年 月 日

様

(福) 精華町社会福祉協議会 会 長

登 録 終 了 通 知

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、本会の福祉サービス利用援助事業生活支援員の登録について終了しましたのでご通知申し上げます。

登録期間中は、生活支援員としてご尽力いただきありがとうございま した。

今後とも福祉サービス利用援助事業についてご理解、ご協力をいただ きますようお願い申しあげます。

別表1 (第5条関係)

生活支援員証

氏名

年 月 日生

上記の者は、精華町社会福祉協議 会の生活支援員であることを証明 します。

年 月 日

〒619-0243 精華町南稲八妻砂留22-1 社会福祉法人精華町社会福祉協議会 会 長 地域福祉権利擁護事業の中核事業である「福祉サービス利 用援助事業」は、認知症、知的障害、精神障害のある方々が 地域で安心して生活できるように支援します。

生活支援員は、利用者と精華町社会福祉協議会 が契約締結した「福祉サービス利用援助に関する 契約書」「支援計画」に基づいた支援活動を行い ます。

生活支援員は、この業務に従事しなくなった場合は、すみやかに本証を返却します。

表面